○財務省告示第四十五号

国債の金利スワップ取引の基本的な契約の相手方の名称に変更があったので、国債の金利スワップ取引に関する省令（平成十七年財務省令第七十二号）第三条第四項の規定に基づき、国債の金利スワップ取引に係る基本的な契約を締結した件（平成十八年三月財務省告示第八十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年二月八日

財務大臣　菅　直人

「カリヨン証券会社東京支店」を「クレディ・アグリコル証券会社東京支店」に改める。

○財務省告示第四十六号

分離適格振替国債の元利分離等の申請を行うことができる者を平成二十二年二月六日に変更したので、分離適格振替国債の指定等に関する省令（平成十四年財務省令第六十六号）第四条第一項の規定に基づき、分離適格振替国債の元利分離等の申請を行うことができる者を定める件（平成十五年一月財務省告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年二月八日

財務大臣　菅　直人

「カリヨン証券会社東京支店」を「クレディ・アグリコル証券会社東京支店」に改める。

○文部科学省告示第十号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百十条第五項の規定に基づき、平成十九年文部科学省告示第百三十四号で公示した次の認証評価機関から専門職大学院認証評価基準の変更の届出があったので、同法第百十条第六項の規定により公示する。

平成二十二年二月八日

文部科学大臣　川端　達夫

一　特定非営利活動法人 THE ALLIANCE ON BUSINESS EDUCATION AND SCHOLARSHIP FOR TOMORROW, a 21st century organization（以下「特定非営利活動法人ＡＢＥＳＴ２１」という。）

1（一）評価の対象　専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について

（二）経営分野専門職大学院認証評価基準の変更（専門職大学院認証評価）

変更前	特定非営利活動法人ＡＢＥＳＴ２１の定める「経営分野専門職大学院認証評価基準」（平成十八年七月二日制定）による
変更後	特定非営利活動法人ＡＢＥＳＴ２１の定める「経営分野専門職大学院認証評価基準」（平成二十一年十月十六日改訂）による

○農林水産省告示第二百九十五号

野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）第四条第一項、第六条第一項及び第七条第一項の規定に基づき、平成十七年五月二十日農林水産省告示第九百四十四号（野菜生産出荷安定法の規定に基づき、野菜指定産地を指定した件）の一部を次のように改正し、同法第四条第五項（同法第六条第三項及び第七条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、告示する。

平成二十二年二月八日

農林水産大臣　赤松　広隆

表一糸島の項中「前原市及び糸島郡」を「糸島市」に改める。

表二幕別の項の次に次のように加える。

八甲田高冷地	青森県黒石市及び平川市

表二飛騨北濃の項を削る。

表三豊川宝飯の項中「及び宝飯郡」を削り、同表東近江の項中「、東近江市及び蒲生郡安土町」を「及び東近江市」に改め、同表糸島の項中「前原市及び糸島郡」を「糸島市」に改める。

表四邑楽館林の項及び甘楽多野の項を次のように改める。

甘楽多野	群馬県高崎市のうち旧吉井町の区域、富岡市及び甘楽郡甘楽町
邑楽館林	群馬県館林市並びに邑楽郡板倉町、明和町、千代田町及び邑楽町

表四久御山・綴喜の項及び吉野川中流の項を削り、同表高松の項及び三豊の項を次のように改める。

高松綾川	香川県高松市、木田郡及び綾歌郡綾川町
三豊まんのう	香川県観音寺市、三豊市及び仲多度郡まんのう町

表四中讃南部の項を削る。

表五邑楽館林の項及び多野甘楽の項を次のように改める。

多野甘楽	群馬県高崎市のうち旧吉井町の区域、富岡市及び甘楽郡甘楽町
邑楽館林	群馬県館林市並びに邑楽郡板倉町、明和町及び邑楽町

表五西三河の項中「、知立市、高浜市」を削る。

表六泉南の項中「岸和田市、」を削り、「並びに」を「及び」に改め、「及び田尻町」を削る。

表七みどり桐生の項を削る。

表八田子の項を削り、同表宮古の項中「、田野畑村及び川井村」を「及び田野畑村」に改め、同表布引高原の項を削る。

表九金沢の項を次のように改める。

金沢河北	石川県金沢市、かほく市及び河北郡内灘町

表九河北の項及び徳島の項を削り、同表里浦の項中「鳴門市及び板野郡」を「徳島市、鳴門市並びに板野郡松茂町、北島町及び」に改め、同表松茂の項を削る。

表十網走北部の項中「上湧別町」を「湧別町のうち旧上湧別町の区域」に改める。

表十一津軽中部の項の次に次のように加える。

三八	青森県八戸市及び三戸郡

表十一三戸の項及び田子の項を削る。

表十二豊川宝飯の項中「及び宝飯郡」を削り、同表久御山・綴喜の項及び東播の項を削り、同表八女の項を次のように改める。

八女	福岡県八女市（旧矢部村及び旧星野村の区域を除く。）、筑後市及び八女郡

表十三古川の項の次に次のように加える。

すかがわ岩瀬	福島県須賀川市及び岩瀬郡

表十四八女の項中「、三潴郡並びに八女郡黒木町及び立花町」を「及び三潴郡」に改める。

表十五鴨島の項中「吉野川市」の下に「、美馬市及び美馬郡」を加え、同表美馬の項を削る。

表二十二網走の項の次に次のように加える。

空知中央	北海道岩見沢市及び美唄市

表二十二上小の項中「小県郡」の下に「長和町」を加える。

表二十三上川の項中「、剣淵町及び下川町」を「及び剣淵町」に改め、同表空知中央の項中「岩見沢市」の下に「及び美唄市」を加え、同表豊川の項中「豊川市」の下に「（旧小坂井町の区域を除く。）」を加え、同表三好豊田の項中「西加茂郡」を「みよし市」に改め、同表東近江の項中「、東近江市及び蒲生郡安土町」を「及び東近江市」に改める。

表二十五東青の項の次に次のように加える。

三八	青森県八戸市及び三戸郡

表二十五長水の項中「信州新町、信濃町、小川村及び中条村」を「信濃町及び小川村」に改め、同表下伊那の項中「、豊丘村及び大鹿村」を「及び豊丘村」に改める。

表二十七富良野の項中「、空知郡」を「並びに空知郡」に改め、「並びに勇払郡占冠村」を削り、同表前橋富士見の項を次のように改める。

前橋	群馬県前橋市